



住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- ・給付金を受給するためには、手続きが必要です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 令和4年度住民税非課税世帯
基準日（令和4年9月30日）時点で
下松市に住民登録があり
世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

II 家計急変世帯
申請日時点で
下松市に住民登録があり、
令和4年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯

確認書が届きます（**要返送**）

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

提出期限：令和5年1月31日（火）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続や支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

(1) 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から下松市にお住まいの場合

- ・**基準日(令和4年9月30日)時点**で対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。確認書の内容を確認して、同封の返信用封筒で**返送してください**。

(2) 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合など

- ・**申請が必要**な場合があります。※申請方法等、詳細はお問い合わせください。

II 家計急変世帯（予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯）

- ・**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にご提出ください。

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることです。

〈参考〉下松市非課税相当収入限度額早見表

親族の状況扶養している	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（3名）を扶養している場合	209.7万円
障害者・未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円

【添付書類】

- ①申請・請求者本人の本人確認書類の写し
- ②申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し
- ③受取口座を確認できる書類の写し
- ④簡易な収入（所得）見込み額の申立書
- ⑤「令和4年中の収入見込額」または「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し…源泉徴収票、確定申告書、給与明細等

※申請書は市役所及び市内各公民館等に設置、市ホームページに掲載しています。

注意

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

！ 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意下さい！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

☎0120-526-145

受付時間 平日9:00～20:00(12/31～1/3を除く)

〒744-8585

下松市大手町3丁目3番3号

下松市緊急支援給付金担当

☎0833-45-1896

受付時間 平日9:00～17:00